

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善について、次のような体制をとっています。

1 看護職員と多職種との連携

- 薬剤師が病棟に入り、薬剤に関する指導を実施している。
- 生活療法面で作業療法士が作業療法を実施。閉鎖病棟では作業療法士が病棟を訪問し、OT プログラムを実施している。
- 精神保健福祉士が退院調整を実施している。
- 多職種で組織しているリカバリー委員会での心理教育、SST 等を合同でプログラム実施している。
- ケースカンファレンス、ケア会議を多職種で開催し、患者の処遇について情報を共有化して役割分担をしている。

2. 病棟と他部門との連携

- 地域医療連携室において、紹介患者の調整及び他科受診等の調整を行っている。
- 退院後の生活環境整備のため、訪問看護室と連携して退院前訪問看護を実施している。

3. 専門員（短期正規雇用）の病棟配置

- 病棟に専門員を配置している。

4. 妊娠・育児・介護中の看護職員に対する配慮

- 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（福島県条例第 4 号）」に基づき、
 - ・ 妊娠・育児・介護中の看護職員に対し、本人の請求により、深夜勤務及び時間外勤務を制限している。
 - ・ 妊娠・育児中の看護職員に対し、本人の請求により、短時間勤務及び早出遅出勤務を認めている。
 - ・ 育児・介護中の看護職員に対し、本人の請求により、育児休暇・介護休暇の取得を認めている。
- 本人からの申出により、妊娠・子育て中、介護中等の看護職員を夜勤のない他部署へ配置転換している。

5. 夜勤負担の軽減

- ・ 夜勤回数を概ね月 8 回程度としている。
- ・ 管理夜勤者が、休日日勤及び夜間の緊急対応を実施している。

福島県立ふくしま医療センターこころの杜